

入 札 説 明 書

令和 3 年札幌市告示第 5248 号に基づく入札等については、札幌市契約規則、札幌市物品・役務契約等事務取扱要領その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 令和 3 年 8 月 30 日

2 契約担当部局 〒064-8586 札幌市中央区南 4 条西 10 丁目 消防局庁舎 3 階
札幌市消防局総務部施設管理課施設係 電話(011)215-2030、FAX(011)271-0814

3 入札に付する事項

- (1) 役務の名称 消防出張所清掃業務
- (2) 調達案件の仕様等 仕様書による。
- (3) 履行期間 令和 3 年 10 月 6 日（水）から令和 4 年 3 月 25 日（金）まで
- (4) 履行場所 仕様書のとおり
- (5) 入札方法 総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10%に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額（基本額）の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

4 入札参加資格

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）において、大分類「一般サービス業」、中分類「建物清掃業」、等級区分が「B」又は「C」に登録されていること。
- (3) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。
- (4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合の構成員が参加を希望していないこと。
- (5) 入札の適正さが阻害されると認められる次に掲げる一定の資本関係又は人的関係にある者が同一入札に参加していないこと。

ア 資本関係

- (ア) 親会社と子会社の関係にある場合
- (イ) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合
- イ 人的関係
 - (ア) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合
 - (イ) 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合
- (6) 札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けている期間中でないこと。
- (7) 建築物における衛生的環境の確保に関する法律(昭和 45 年法律第 20 号)第 12 条の 2 第 1 項第 1 号に基づく建築物清掃業又は同第 8 号に基づく建築物環境衛生総合管理業の登録を受けている者であること。
- (8) 平成 30～令和 3 年度札幌市競争入札参加資格者名簿(物品・役務)において、本店所在地が札幌市内として登録されている者であること。
- (9) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合であって、中小企業等協同組合法(昭和 24 年法律第 181 号)、中小企業団体の組織に関する法律(昭和 32 年法律 185 号)又は商店街振興組合法(昭和 37 年法律 141 号)の規定に基づき設立された組合又はその連合会で、かつ、経済産業局長が行う官公需適格組合の照明を有するときは、上記の入札参加資格のうち(7)及び(8)に掲げる要件については、当該組合又は組合員(組合が指定する所在地が札幌市内の組合員)のいずれかとする事ができる。
- (10) 本告示に示した役務の提供が十分に可能な者であること。

5 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先 上記 2 に同じ。また、契約条項は札幌市公式ホームページにおいてもダウンロードすることができる。
(掲載先 URL : <http://www.city.sapporo.jp/shobo/shokai/keiyaku.html>)
 - (2) 入札書受領期限
令和 3 年 9 月 9 日(木) 10 時 00 分まで(送付の場合は必着のこと。)
 - (3) 入札書の提出方法
 - ア 入札書は本市の様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつ、その封皮に氏名(法人の場合はその名称又は商号)及び「令和 3 年 9 月 10 日 10 時 00 分開札 消防出張所清掃業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに提出しなければならない。
 - イ 送付により提出する場合は二重封筒とし、外封に「令和 3 年 9 月 10 日 10 時 00 分開札 消防出張所清掃業務の入札書在中」の旨を記載し、上記 2 あてに入札書の受領期限までに送付しなければならない。
- なお、電送、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。

ウ 入札者は、その提出した入札書の手換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 本件の仕様等に対する質問

ア 質問の提出方法

書面による持参、送付又はファクシミリにより提出すること。

イ 質問の提出先及び提出期限

上記2の契約担当部局へ、上記1の告示日から令和3年9月2日(木)17時00分までに提出すること。

ウ 質問に対する回答

質問者に対しては、令和3年9月6日(月)までにファクシミリにより回答する。なお、質問に対する回答書は、札幌市公式ホームページ(5(1)に掲げるURL)において閲覧することができる。

(5) 入札の無効

本入札説明書に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他札幌市契約規則第11条各号の一に該当する入札は無効とする。

(6) 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の仕様等に不備があったとき

(7) 代理人による入札

ア 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む。)をしておくとともに、開札時までに委任状を提出しなければならない。

イ 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(8) 開札の日時及び場所 令和3年9月10日(金)10時00分

札幌市消防局庁舎3階 入札室(札幌市中央区南4条西10丁目)

(9) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望する者は、開札に立ち会うことができる。なお、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち合わせて行う。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。この場合において、最低制限価格を設定している場合に、これを下回った入札をした者は、再度の入札に参加できない。なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

6 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 契約保証金 要

契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代わる担保を、落札決定後、契約保証金の納付に係る通知（納入通知書到達）の日の翌日から起算して5日後（5日後が土曜日、日曜日及び休日の場合はよく開庁日）までに、納付し、又は提供しなければならない。

なお、指定期日までに納付又は提供がなかった場合には、落札決定を取り消すとともに、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を行う。

ただし、札幌市契約規則第25条各号の一に該当するときは、契約保証金の納付を免除することがある。

(3) 入札者に要求される事項

入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 最低制限価格の設定

札幌市役務契約に係る低入札価格調査制度及び最低制限価格制度運用要領に基づき、最低制限価格を設定する。（別紙「建物清掃警備等業務における最低制限価格等の算定」参照）

(5) 落札者の決定方法

ア 札幌市契約規則第7条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低制限価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに、当該入

札者にくじを引かせて落札者を決定するものとする。

この場合において、当該入札者又はその代理人がくじを直接引くことができないときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない職員がくじを引くものとする。

(6) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき、又は市長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 契約保証金の納付義務のある者が、指定する期日までに、契約保証金を納付しなかったとき。

ウ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

エ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(7) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に市長が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において市長が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。

エ 市長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

(8) 契約条項 別添契約書（案）のとおり

以上